

豊田市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

背景

平成 25 年 4 月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されました。
 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項「市長は県行動計画に基づき、当該市域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。」の規定に基づき、「豊田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成します。

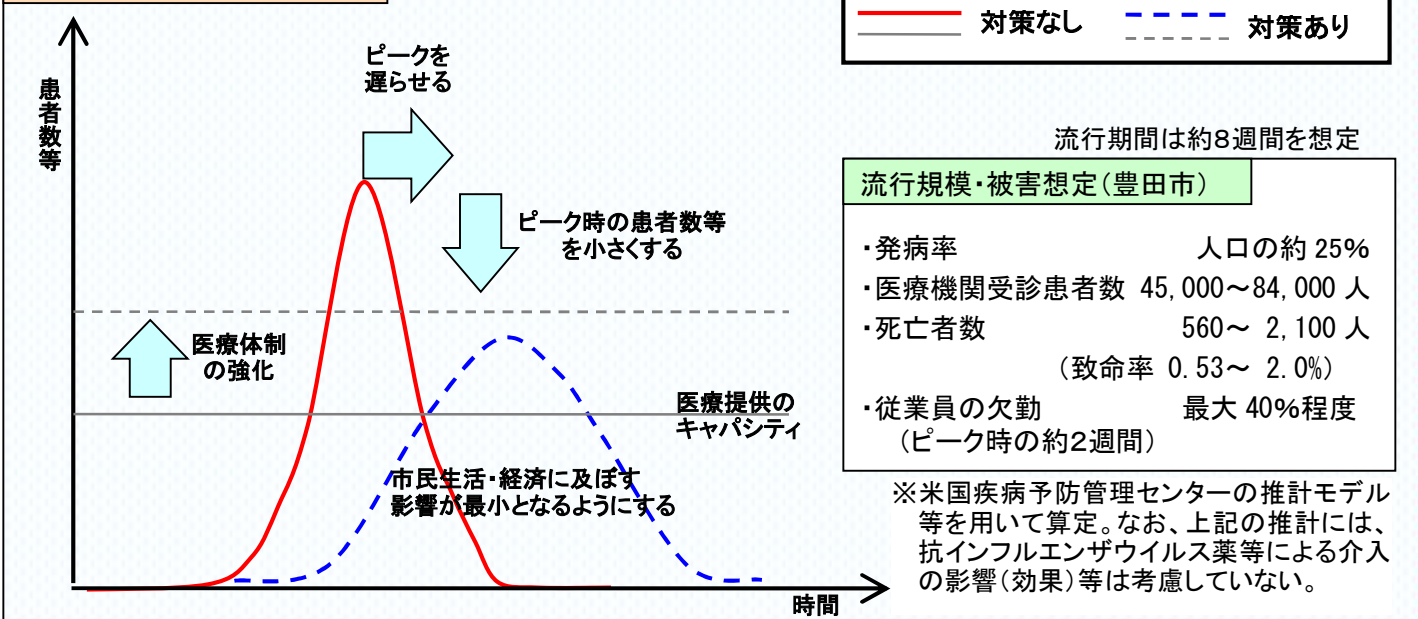
行動計画の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

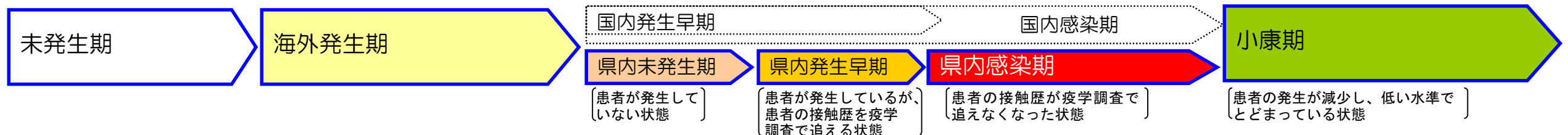
実施する措置

- 県内外の発生状況等の情報収集
- 市民への適切な情報提供
- まん延の防止
 - ・外出自粛、施設の使用制限等の要請
 - ・特定接種の実施の協力
 - ・住民に対する予防接種の実施
- 医療等の提供体制の確保
 - ・医師等への医療従事者の要請・指示
 - ・臨時の医療施設の開設等
- 市民生活・経済の安定に関する措置

対策の効果 概念図



行動計画における主な対策(発生段階別)



国・県の動き	政府対策本部及び県対策本部設置	緊急事態宣言	緊急事態宣言終了
実施体制	・体制の整備及び関係機関との連携強化	・「豊田市健康危機管理対策本部」設置	・緊急事態宣言に伴い、「豊田市新型インフルエンザ等対策本部」設置★
サーベイランス・情報収集	・通常のサーベイランス	・通常のサーベイランスの継続・強化 ・患者(疑い患者を含む)の全数把握の開始	・患者(疑い患者を含む)の全数把握 ・患者の全数把握の中止
情報提供・共有	・コールセンターの体制整備	・コールセンターの設置	・コールセンターの充実・強化 ・コールセンターの運営継続
予防・まん延防止	・特定接種、住民接種の実施体制の構築	・特定接種の実施 ・住民接種実施の準備	・住民接種の開始 ・不要不急の外出の自粛要請★ ・公共施設の使用制限要請★
医療	・帰国者・接触者相談センターの準備	・相談センターの設置 ・帰国者・接触者外来の設置	・住民接種の実施 ・不要不急の外出の自粛要請★ ・公共施設の使用制限要請★ ・相談センターの終了 ・帰国者・接触者外来を終了し、一般医療機関での診療に移行 ・臨時の医療施設の設置★
市民生活・経済の安定の確保	・事業者に対する業務継続計画の策定の呼びかけ	・事業者に対する職場での対策の準備要請	・事業者に対する職場での対策要請 ・市民に対し消費者としての適切な行動をとるように呼びかけ ・水の安定供給★ ・生活関連物資等の価格の安定★ ・要援護者への生活支援★ ・埋葬・火葬の特例★
			・緊急事態解除宣言により「豊田市新型インフルエンザ等対策本部」廃止 ・通常サーベイランスの継続 ・流行第二波に備えた情報提供 ・流行第二波に備えた住民接種体制の継続 ・通常の医療体制への移行 ・市民に対し消費者としての適切な行動をとるように呼びかけ

★は新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴い実施する措置

実施措置項目ごとの主な対策